

## 青森県教育委員会第878回定例会会議録

1 期 日 令和4年3月25日（金）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時10分

4 場 所 教育庁教育委員会室及び教育委員室

### 5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

報告第2号 行政文書不開示決定に対する審査請求に係る青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

議案第1号 青森県文化財保護審議会委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第3号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第4号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第5号 青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案について  
・・原案決定

議案第6号 県重宝及び県無形民俗文化財の指定について・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 県立高等学校における全国からの生徒募集の導入について

そ の 他 職員の懲戒処分状況について

### 6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、野澤正樹、杉澤廉晴、平間恵美、戸塚 学

・欠席者の氏名

新藤幸子

・説明のために出席した者の職

田中教育次長、赤尾教育次長、吉田教育政策課長、吉川教職員課長、稲葉文化財保護課長、伊藤スポーツ健康課長、仁和高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

杉澤委員、戸塚委員

・書記

西野数馬、小路口晶子

## 7 議 事

### 報告第1号 議案に対する意見について

(田中教育次長)

この度の案件は、県議会第309回定例会に追加提出された「令和3年度青森県一般会計補正予算(第5号)案(教育委員会所管分)」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

「令和3年度青森県一般会計補正予算(第5号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、30億2,602万7千円の減額となっている。

これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,245億4,085万3千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、お手元に配布している参考資料のとおりとなる。

また、この議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

### 報告第2号 行政文書不開示決定に対する審査請求に係る青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

(非公開の会議に付き記録別途)

### 議案第1号 青森県文化財保護審議会委員の人事について

(稲葉文化財保護課長)

文化財保護法及び青森県文化財保護審議会条例の規定に基づき委嘱又は任命している青森県文化財保護審議会委員の任期が、令和4年4月8日をもって満了となるので、委員15名を委嘱又は任命するものである。詳細は、参考資料をご覧いただきたい。

今回委嘱又は任命する委員のうち、新任は県重宝の考古資料担当としての上條信彦氏、歴史資料担当としての瀧本壽史氏、民俗文化財担当としての葉山茂氏、記念物の史跡担当としての岡田康博氏の4名で、岡田俊治氏ほか10名は再任である。

なお、委員の任期は、令和4年4月9日から令和6年4月8日までの2年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

## 議案第2号 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事について

(稲葉文化財保護課長)

銃砲刀剣類所持等取締法等の規定に基づき任命している青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の任期が、令和4年5月12日をもって満了となるので、委員4名を任命するものである。詳細は、参考資料を御覧いただきたい。

杉本孝氏など4名の委員全員が再任となる。

なお、委員の任期は、令和4年5月13日から令和6年5月12日までの2年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

## 議案第3号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

(吉川教職員課長)

青森県立学校学則の一部を改正する規則案について御説明する。

この度の改正は、成年年齢の引下げによる保護者の定義の見直し及び県立青森北高等学校今別校舎等の廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

概要の1点目としては、民法の一部を改正する法律の施行により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた後も、保護者の指定を円滑に行うことができるよう保護者の定義を見直し、「校長が適当と認める者」を加えるものである。

2点目としては、令和2年度から募集停止とした県立青森北高等学校今別校舎、県立中里高等学校、県立黒石高等学校（昭和23年度の設置に係るもの）、県立五戸高等学校、県立田子高等学校及び県立黒石商業高等学校を廃止するものである。

3点目としては、連携型高等学校の廃止に伴い、田子町立田子中学校との連携型中高一貫教育を解消するものである。

また、改正後の規則は、令和4年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号については原案のとおり決定する。

## 議案第4号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について

(吉川教職員課長)

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について御説明する。

この度の改正は、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うため提案するものである。

概要としては、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部が改正され、宣誓書への氏名の自署及び押印を要しないこととされたことに伴う所要の整理を行うものである。

なお、改正後の規則は、令和4年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号については原案のとおり決定する。

### 議案第5号 青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案について

(稲葉文化財保護課長)

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案について御説明する。

本議案は、令和4年2月議会第309回定例会で議決された、青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例に基づき、三内丸山遺跡センターにおいて、北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画の推進に関する業務を行うこととするため、同センターの所掌事務等について、所要の整備を行うために提案するものである。

参考資料の6ページを御覧いただきたい。

改正内容について、主に次の3点について改正を行うこととしている。

まず、(1)の新たな課の設置については、同センターに、「世界文化遺産課」を新たに設置することとし、同課の所掌事務に関する規定を加えるものである。

次に、(2)の副所長の職務について、同センターでは、本規則上の所長を欠員とした上で、特別職非常勤の所長を配置することから、これまでの所長業務は、副所長が担うこととなる。このため、当分の間、所長の職務は副所長が行う旨の規定を附則に加えるものである。

最後に、(3)の開所時間については、開所時間の運用実態に照らして、所要の整備を行うものである。

(野澤委員)

新聞等でも、当該人事及び組織の件は承知しているところである。岡田康博氏が三内丸山遺跡センターの特別職非常勤の所長としてそういう分野に専念し、今回新設となった世界文化遺産課が、世界文化遺産としての北海道・北東北の縄文遺跡群を華々しく展開するということが期待できるよい体制が整ったと理解している。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

### 議案第6号 県重宝及び県無形民俗文化財の指定について

(稲葉文化財保護課長)

令和4年3月12日に開催された青森県文化財保護審議会において、県重宝として建造物「五林神社五輪塔」及び「乳井神社五輪塔」、考古資料として「浜尻屋貝塚出土骨角器類」、また、県無形民俗文化財として「津軽の七日堂祭」を指定することが適当であると答申があったため、提案するものである。

参考資料の15ページを御覧いただきたい。

まず、「五林神社五輪塔」は、県内に現存する資料が少ない中世のものである。この五輪塔は様式から鎌倉時代から室町時代に作られたものと推定され、数少ない完形品の一つで、本県の歴史を物語る資料として貴重である。

参考資料の18ページを御覧いただきたい。

「乳井神社五輪塔」については、「五林神社五輪塔」と同じく中世のものである。この五輪塔は空・風輪を欠くものの、押しつぶされた様な水輪の形から、鎌倉前期の造立と思われるもので、本県では、最古級のものである。完形品ではないが、鎌倉時代前期の本県の歴史を物語る資料として貴重である。

参考資料の22ページを御覧いただきたい。

「浜尻屋貝塚出土骨角器類」は、東通村の国指定史跡浜尻屋貝塚から出土したものである。大型の魚類や海獣類などに用いられたと考えられる離頭銛・中柄・骨鏃や回遊魚を対象とした疑似針の軸など、骨角器類の出土例が多くない本県中世の遺跡のなかで、当遺跡では様々な種類のもものがまとまって出土しており、当時における他地域との交流や漁業のあり方を具体的に示している資料として貴重である。

これら3点は県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

参考資料の30ページを御覧いただきたい。

「津軽の七日堂祭」は、弘前市の岩木山神社と鬼神社、平川市の猿賀神社で行われる農作物の作柄や天候を占う行事であり、岩木山神社と猿賀神社では旧暦1月7日、鬼神社では旧暦1月29日に行われている。津軽地方における作柄や天候の占いなどを古くから伝え、特に柳を使用した占いは稲作との深い関係を伝えており、貴重であることから県無形民俗文化財に指定し、永く保護すべきものと考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第6号については原案のとおり決定する。

## その他 県立高等学校における全国からの生徒募集の導入について

(仁和高等学校教育改革推進室長)

県立高等学校における全国からの生徒募集の導入について、御説明する。

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画における全国からの生徒募集の候補校のうち、「1 導入校」のとおり、青森県立鱒ヶ沢高等学校、青森県立三戸高等学校、青森県立柏木農業高等学校、青森県立名久井農業高等学校の4校について、高等学校所在市町村の意向等を踏まえ導入校とする。

また、「2 募集期間」のとおり、令和5年度から令和9年度までの青森県立高等学校入学者選抜において、県外生徒を募集することとする。

(戸塚委員)

第2期実施計画に基づき、全国からの生徒募集の導入に取りかかることとなるが、準備や調整をしていく段階で、地域との連携が非常に大きなものになる。これまで以上に地域との情報共有や連携を密にし、実のある取組として導入が上手くいくように県教育委員会

も事務局として働きかけていただきたい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ県立高等学校における全国からの生徒募集の導入についてについては、青森県教育委員会として了解した。

## その他 職員の懲戒処分の状況について

(吉川教職員課長)

2月1日から3月24日にかけて行った職員に対する懲戒処分4件のうち、社会的影響が大きい事案である事案3について、その概要を御説明する。

この事案は、下北地域むつ市の小学校教諭が、令和3年10月頃から12月頃にかけて、女性職員が運転する自動車で自宅へ送ってもらった際、車中において、女性職員に対し、手を握る、抱きしめる等の行為を行ったものであり、当該職員に対して停職6月の懲戒処分を行ったものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。